JIBANNET

第7回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成27年６月26日(金曜日)午前10時

開催場所

東京都中央区八重洲１－３－７
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面による議決権行使期限

平成27年６月25日(木曜日)
午後６時まで

CONTENTS

第7回定時株主総会招集ご通知 …… 1
(添付書類)
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 15
計算書類 …… 24
監査報告書 …… 30
株主総会参考書類 …… 35
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件

地盤ネットホールディングス株式会社
証券コード：6072

(証券コード 6072)
平成27年６月11日

株主各位

東京都中央区日本橋１丁目７番９号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役　山本　強

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

2. 場所　東京都中央区八重洲１－３－７　八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第７期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第７期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役１名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎ 本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://jiban-holdings.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会終了後、同会場にて、当社の経営計画、事業等について直接皆様にご説明申し上げたく、事業説明会の開催を予定しておりますので、お時間の許す限り株主様にはぜひご出席賜りますようご案内申し上げます。

【添付書類】

事 業 報 告

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和などで緩やかな景気回復基調で推移いたしましたが、平成26年４月の消費税増税に伴う駆け込み需要とその反動長期化や円安による原材料価格上昇による影響等の懸念材料もみられました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅市場におきましては、消費税増税による影響で新設住宅着工戸数は前期比２割程度の減少となり厳しい市場環境で推移しました。

このような環境の下、当社グループは、住生活エージェントとして“生活者の不利益解消”という使命のもと事業展開を行ってまいりました。営業戦略として、前期より取り組みを始めた半自動地盤測定機の新機種開発及び拡販とフランチャイズチェーン展開の深耕を進めてまいりました。半自動地盤測定機については調査現場の多岐に亘る現場状況への対応力を高めるとともにデータ採取の精度をアップした「グラウンド・プロⅡ」を平成26年８月より販売開始し、販売台数の増加とともに調査精度の向上が顧客の信頼を獲得し調査件数の増加に寄与しました。フランチャイズチェーンはほぼ計画通りに新規加盟契約数を伸ばし、調査・補償件数は全社の２割を超えるまでに順調に拡大しております。また、地盤補償商品は地盤情報の見える化や土質採取による判定など商品力を高めた「地盤安心住宅®PLUS」のサービス提供を平成26年12月より開始しました。以上の通り、お客様の視点に立った新サービスを展開した結果、取引企業数並びにサービス利用件数は過去最大となり、売上高は過去最高を更新しております。

一方で、将来の成長に向けた人材獲得、認知度向上のための広告宣伝費、FC加盟店に対する教育指導、地盤補償の新商品開発など先行投資を積極的に実施いたしましたが、短期的な売上増加にはつながらず支出先行の利益圧迫要因となりました。また、「地盤安心マップ®」（平成26年５月リリース）の機能として平成26年11月に液状化マップを、平成27年１月に地盤カルテを追加し、さらに事業者向け有料サービスとして平成27年３月より「地盤安心マップ®PRO」のサービス提供を開始をしております。今後は収益化が課題となっております。これら先行投資の早期回収を目的として経営の効率化を図るため新業務基幹システムの開発を進めておりましたが、稼働予定が次期にずれ込んだことも経費効率を低下させた要因となりました。また、消費税増税による住宅市場の回復遅れに対処するための経費増加、回復遅れに伴う厳しい市場環境等の影響によ

る販売単価の下落により、利益率は前期より悪化し営業利益、経常利益、当期純利益は減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,542,317千円、営業利益447,039千円、経常利益446,393千円、当期純利益279,846千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度におきましては、主として経営の効率化を図るため新業務基幹システムの構築に対する設備投資を行い、その総額は59,400千円となりました。当該システムは第８期中の稼働を予定しております。

(3) 財産及び損益の状況

区　分	第４期 (平成23年度)	第５期 (平成24年度)	第６期 (平成25年度)	第７期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売上高 (千円)	630,641	1,390,143	2,262,144	2,542,317
営業利益 (千円)	175,813	371,711	679,986	447,039
経常利益 (千円)	176,092	358,533	680,688	446,393
当期純利益 (千円)	96,601	214,656	426,612	279,846
１株当たり当期純利益 (円)	8,746.07	21.34	19.34	12.14
純資産 (千円)	255,988	802,507	1,211,435	1,422,369
１株当たり純資産 (円)	20,897.00	74.29	53.83	61.25
総資産 (千円)	536,634	1,032,755	1,805,998	1,814,044

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数により除せられた普通株式に帰せられる当期純利益に基づいて算出しています。又、１株当たり純資産は期末発行済株式総数によって除せられた普通株式に帰せられる期末純資産額に基づいて算出しています。

2. 当社は平成23年６月30日開催の取締役会において、平成23年６月30日付で株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、第４期期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

3. 当社は、平成24年８月14日開催の取締役会において、平成24年８月29日付で株式１株につき400株、平成25年３月15日開催の取締役会において、平成25年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第５期期首に株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
4. 当社は、平成25年11月５日開催の取締役会において、平成25年12月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第６期期首に株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。遡及修正を行った場合の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は以下のとおりです。

区　　分	第４期 (平成23年度)	第５期 (平成24年度)
１株当たり当期純利益 (円)	5.47	10.67
１株当たり純資産 (円)	13.06	37.15

5. 当社は、第７期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しております。なお、第４期から第６期は当社の個別の財産及び損益の状況を記載しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成26年５月13日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に関して決議し、平成26年６月26日開催の定時株主総会において、新設分割計画が承認され、平成26年10月１日をもって会社分割を実施いたしました。これに伴い当社は商号を「地盤ネットホールディングス株式会社」に変更するとともに、事業目的を変更し、持株会社として引続き上場しております。なお、新設会社は旧商号を継承し、「地盤ネット株式会社」として新たに事業をスタートいたしました。

(5) 対処すべき課題

① 営業戦略とマーケティング力の向上

当社グループの強みである生活者目線のサービスを打ち出し既存業界の常識・慣行を打ち破って新商品を次々と開発・上市することにこそ当社グループの存在意義と使命があります。地盤事業においては国土強靭化の政策に沿った顧客ニーズの高い商品開発を積極的に行い、販路拡大としてこれまで開拓が十分でなかった注文住宅メーカー、設計事務所等のチャネル開発を行います。また、量的拡大を一気に進めるためFC展開のスピードと質を上げシェア向上を図ります。

② 顧客満足度の向上

市場環境の変化及び同業他社との競争激化の中、顧客との良好な安定した関係性を維持確保するため、常に顧客のニーズとウォンツを把握し高い付加価値の商品提供が必要となります。また、単なる地盤会社ではない提案力・問題解決力が顧客に選ばれることの必須条件となります。さらに、顧客の利便性を向上させる新業務基幹システムの開発など、あらゆる面で顧客満足向上のための施策を実施してまいります。

③ 経営管理体制の強化

社会の要請に的確に対応するためのコーポレートガバナンス強化とコンプライアンス遵守の実効性を確保すること。経営計画の実行と達成を確実にするため進捗管理体制を整備し同時にコスト管理を徹底すること。当社の企業価値を高めるための人材育成を計画的に行うこと。これら経営管理体制の強化を確実に達成することが喫緊の課題と認識しております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
地盤解析	工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を有償で提供しております。当社グループが地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、当該住宅の引渡日から10年間もしくは20年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社グループが工務店等に対し賠償します。
地盤調査	工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提出します。当社グループで実施した地盤調査については、「有償」のサービスとなります。
部分転圧工事	部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業転圧工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

当社グループの主力サービスは以下の通りであります。

「地盤セカンドオピニオン」は、戸建住宅を建設する土地に特化した独自のサービスであり、他の地盤調査会社等から「地盤改良工事が必要である」と判

定された住宅の地盤調査データに基づき、当社グループが適正な住宅基礎仕様を判定し、地盤改良工事の要・不要に関する情報を第三者の立場から提供するサービスとなっております。また、「地盤安心住宅システム」は、工務店等から地盤調査を当社グループで請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供に至るまで、地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しており、工務店等にとっては、地盤調査の段階から当社グループに依頼することで、地盤調査の精度向上に加え、納期の短縮が可能となります。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

当社	本　　社	東京都中央区日本橋１－７－９　ダヴィンチ日本橋179ビル２F

子会社	国　　内	地盤ネット株式会社（本社：東京都中央区、北海道支社、東北支社、中部支社、関西支社、九州支社）
	海　　外	ベトナム（ホーチミン市）、米国（ハワイ州）

② 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
57名	－

（注）１．使用人数は就業員数です。
２．第７期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地盤ネット株式会社	300百万円	100%	地盤解析・調査・部分転圧工事の実施
JIBANNET ASIA CO.,LTD.	2,100百万ベトナムドン	100%	地盤調査・補償事業
Jibannet Reinsurance Inc.	15万米国ドル	100%	再保険事業

(9) 主要な借入先及び借入額
該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　78,400,000株
(2) 発行済株式の総数　23,087,200株
(3) 株主数　13,823名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
山本　強	6,000,000株	26.0%
HOUSE EPO PTE.LTD.(山本強氏の出資会社)	4,800,000株	20.8%
齊藤　福光	280,000株	1.2%
平野　圭一	280,000株	1.2%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	182,760株	0.8%
野村證券株式会社	147,500株	0.6%
MORGAN STANLEY & Co.LLC	135,900株	0.6%
株式会社ＳＢＩ証券	117,400株	0.5%
大和証券株式会社	87,400株	0.4%
日本証券金融株式会社	78,600株	0.3%

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年３月31日現在)

① 平成23年６月30日開催の取締役会決議による新株予約権

イ. 新株予約権の払込金額　払込を要しない
ロ. 新株予約権の行使価額　１個につき25円
ハ. 新株予約権の行使条件　・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

・新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

二. 新株予約権の行使期間　平成25年７月１日から平成33年６月29日まで

ホ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	－	－	－
社外取締役	－	－	－
監査役	38個	普通株式　60,800 株	２人

(注)　平成24年８月14日開催の取締役会決議により、平成24年８月29日付で１株を400株とする株式分割を、平成25年３月15日開催の取締役会決議により、平成25年４月１日付で１株を２株とする株式分割を、また平成25年11月５日開催の取締役会決議により、平成25年12月１日付で１株を２株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が38株から60,800株に変更になっております。

② 平成25年９月４日開催の取締役会決議による新株予約権

イ. 新株予約権の払込金額　払込を要しない

ロ. 新株予約権の行使価額　１個につき1,487円

ハ. 新株予約権の行使条件　・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

・新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

二. 新株予約権の行使期間　平成27年９月５日から平成32年６月25日まで

ホ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	普通株式　2,000株	1人
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

(注)　平成25年11月5日開催の取締役会決議により、平成25年12月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,000株から2,000株に変更になっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	山本　強	―
取締役	野村政博	COO兼事業統括本部長
取締役	荻野　裕	CFO兼管理本部長
取締役	平野圭一	経営戦略本部長
取締役	田中　誠	事業統括副本部長
取締役	杉山全功	(注) 1.
常勤監査役	小澤宏之	(注) 2.
監査役	松木大輔	(注) 2.3.
監査役	樋口俊輔	(注) 2.3.
監査役	中野　鍾	(注) 2.4.

(注) 1. 杉山全功氏は、社外取締役であります。
2. 小澤宏之氏、松木大輔氏、樋口俊輔氏、中野鍾氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 松木大輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 樋口俊輔氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成26年11月10日付で、監査役中野鍾氏は一身上の都合により退任いたしました。
5. 平成26年６月26日開催の第６期定時株主総会終結の時をもって、取締役齊藤福光氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等について

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	7 (1)	84,856 (2,700)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	12,200 (12,200)
合計	11	97,056

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	杉山　全功	就任後開催された当事業年度の取締役会には、20回中14回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	小澤　宏之	就任後開催された当事業年度の取締役会には、20回中19回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、20回中20回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木　大輔	当事業年度開催の取締役会には、25回中23回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、26回中26回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	樋口　俊輔	当事業年度開催の取締役会には、25回中25回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、26回中26回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	中野　　鍾	退任前に開催された当事業年度の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、18回中18回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　14,800千円

②　当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　19,300千円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスの対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

② 人事総務部及び監査役３名（うち１名は弁護士）を通報窓口とする体制を構築し、「内部通報規程」に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

③ 監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。

② 企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は、取締役の職務執行を監査する。

② 監査役及び内部監査人は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。又、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

① 取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

② 財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査役の説明の要望に応じて取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、常勤監査役と非常勤監査役２名（弁護士、並びに公認会計士・税理士）とで構成され、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い、及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。又、毎月１回以上開催される監査役会で監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,611,261**	**流動負債**	**338,834**
現金及び預金	537,178	買掛金	97,747
受取手形及び売掛金	680,877	未払金	95,817
リース投資資産	17,749	未払法人税等	48,000
商品	10,200	未払消費税等	36,334
仕掛品	6,464	賞与引当金	14,519
貯蔵品	2,205	リース債務	17,616
前払費用	260,470	その他	28,799
繰延税金資産	12,808		
その他	119,739		
貸倒引当金	△36,431		
		固定負債	**52,839**
固定資産	**202,782**	リース債務	44,256
有形固定資産	**14,526**	その他	8,583
建物	9,947	**負債合計**	**391,674**
機械及び装置	2,200		
工具、器具及び備品	4,212	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△1,833	**株主資本**	**1,412,824**
無形固定資産	**109,650**	資本金	490,402
ソフトウェア	83,688	資本剰余金	18,540
のれん	17,906	利益剰余金	903,882
その他	8,055	**その他の包括利益累計額**	**1,281**
		為替換算調整勘定	1,281
投資その他の資産	**78,605**		
リース投資資産	44,603		
繰延税金資産	10,999	**新株予約権**	**8,263**
その他	27,550	**純資産合計**	**1,422,369**
貸倒引当金	△4,546		
資産合計	**1,814,044**	**負債・純資産合計**	**1,814,044**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,542,317**
売上原価		**1,209,039**
売上総利益		**1,333,278**
販売費及び一般管理費		**886,239**
営業利益		**447,039**
営業外収益		
受取利息	169	
為替差益	353	
その他	687	**1,210**
営業外費用		
支払利息	285	
固定資産除却損	1,526	
その他	43	**1,856**
経常利益		**446,393**
税金等調整前当期純利益		**446,393**
法人税、住民税及び事業税	153,847	
法人税等調整額	12,700	**166,547**
少数株主損益調整前当期純利益		**279,846**
少数株主利益		**―**
当期純利益		**279,846**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成26年４月１日残高	483,102	11,240	714,049	1,208,391
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	7,300	7,300	―	14,600
剰余金の配当	―	―	△90,012	△90,012
当期純利益	―	―	279,846	279,846
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	―	―	―	―
連結会計年度中の変動額合計	7,300	7,300	189,833	204,433
平成27年３月31日残高	490,402	18,540	903,882	1,412,824

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	―	―	3,044	1,211,435
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	―	―	―	14,600
剰余金の配当	―	―	―	△90,012
当期純利益	―	―	―	279,846
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,281	1,281	5,218	6,500
連結会計年度中の変動額合計	1,281	1,281	5,218	210,934
平成27年３月31日残高	1,281	1,281	8,263	1,422,369

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称　地盤ネット株式会社
Jibannet Reinsurance Inc.
JIBANNET ASIA CO., LTD.

当連結会計年度において、JIBANNET ASIA CO,. LTD.及びJibannet Reinsurance Inc.を新規設立し連結の範囲に含めております。

また、平成26年10月１日付で会社分割を実施し、当社が地盤ネットホールディングス株式会社として持株会社へ移行すると共に、新規設立した地盤ネット株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数　　１社

非連結子会社の名称　一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(連結の範囲から除いた理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数　該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称

持分法非適用の非連結子会社の数　　１社

持分法非適用の非連結子会社の名称　一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(持分法を適用しない理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3.　連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Jibannet Reinsurance Inc.	12月31日
JIBANNET ASIA CO.,LTD.	12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商　　品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕　掛　品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯　蔵　品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	5～6年

② 無形固定資産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税の会計処理……税抜方式によっております。

② 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準……在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	22,503,200	584,000	―	23,087,200

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加　584,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,012	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,348	4.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 平成23年ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　普通株式　60,800株

② 平成25年ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　普通株式　7,400株

(注) 自己新株予約権については、速やかに消却手続きを実施するため、期末残高に含めておりません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金等は、概ね１ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の年齢及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	537,178	537,178	—
② 受取手形及び売掛金	680,877	680,877	—
③ リース投資資産	62,352	62,352	—
資産計	1,280,408	1,280,408	—
① 買掛金	97,747	97,747	—
② 未払金	95,817	95,817	—
③ 未払法人税等	48,000	48,000	—
④ 未払消費税等	36,334	36,334	—
⑤ リース債務	61,872	61,872	—
負債計	339,771	339,771	—

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ リース投資資産

リース投資資産の時価については、元利金の合計額を、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定した結果、時価は簿価と近似していることから当該簿価によっております。

負　債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等、④ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定した結果、時価は簿価と近似していることから当該簿価によっております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額　　(単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
①　現金及び預金	537,178	―	―	―
②　受取手形及び売掛金	680,877	―	―	―
合　　計	1,218,056	―	―	―

（注３）リース債務の連結決算日後の返済予定額　　(単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
リース債務	17,616	44,256	―	―
合　　計	17,616	44,256	―	―

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	61円25銭
１株当たり当期純利益	12円14銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	12円09銭

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**583,773**	**流動負債**	**88,814**
現金及び預金	413,224	未払金	66,977
売掛金	63,600	未払費用	8,405
前払費用	22,472	未払消費税等	4,894
繰延税金資産	122	前受金	210
その他	84,354	預り金	3,951
		賞与引当金	4,376
固定資産	**874,700**	**負債合計**	**88,814**
有形固定資産	**14,526**		
建物	9,947	**(純資産の部)**	
機械及び装置	2,200	**株主資本**	**1,361,396**
工具、器具及び備品	4,212	**資本金**	**490,402**
減価償却累計額	△1,833	**資本剰余金**	**18,540**
		資本準備金	18,540
無形固定資産	**109,650**	**利益剰余金**	**852,453**
特許権	7,331	利益準備金	13,322
ソフトウェア	83,688	その他利益剰余金	839,131
のれん	17,906	繰越利益剰余金	839,131
その他	723		
投資その他の資産	**750,523**		
関係会社株式	723,136		
繰延税金資産	10,307	**新株予約権**	**8,263**
その他	17,080	**純資産合計**	**1,369,659**
資産合計	**1,458,474**	**負債・純資産合計**	**1,458,474**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,639,558**
売上原価		**588,861**
売上総利益		**1,050,697**
販売費及び一般管理費		**687,598**
営業利益		**363,099**
営業外収益		
受取利息	169	
その他	587	**756**
営業外費用		
支払利息	285	
固定資産除却損	1,526	**1,812**
経常利益		**362,042**
税引前当期純利益		**362,042**
法人税、住民税及び事業税	107,547	
法人税等調整額	26,078	**133,625**
当期純利益		**228,417**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成26年４月１日残高	483,102	11,240	11,240
事業年度中の変動額			
新株の発行	7,300	7,300	7,300
剰余金の配当	―	―	―
当期純利益	―	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―
事業年度中の変動額合計	7,300	7,300	7,300
平成27年３月31日残高	490,402	18,540	18,540

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成26年４月１日残高	4,320	709,728	714,049	1,208,391	3,044	1,211,435
事業年度中の変動額						
新株の発行	―	―	―	14,600	―	14,600
剰余金の配当	9,001	△99,014	△90,012	△90,012	―	△90,012
当期純利益	―	228,417	228,417	228,417	―	228,417
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	5,218	5,218
事業年度中の変動額合計	9,001	129,403	138,404	153,004	5,218	158,223
平成27年３月31日残高	13,322	839,131	852,453	1,361,396	8,263	1,369,659

Ⅰ　重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有　形　固　定　資　産……定率法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	3～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	5～6年

(2) 無　形　固　定　資　産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

特許権	10年
のれん	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

3. 繰延資産の処理方法

株　式　交　付　費……支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞　与　引　当　金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	63,600千円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	350,185千円

Ⅳ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	10,816千円
賞与引当金	1,446千円
その他	456千円
繰延税金資産合計	12,718千円
繰延税金負債	
未払事業税	1,526千円
のれん	763千円
繰延税金負債合計	2,289千円
繰延税金資産の合計	
繰延税金資産の純額	10,429千円

Ⅴ　関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科　目	期末残高（注４）
子会社	地盤ネット㈱	所有直接 100%	役員の兼任、業務受託、建物・システムの賃貸	経営指導料(注1)	165,000	売掛金	29,700
				業務受託料(注2)	175,000	売掛金	31,500
				システム使用料(注3)	5,000	売掛金	900
				事務所の賃貸(注3)	5,185	売掛金	1,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営指導料は、売上に基づいて合理的に算出しております。

（注２）業務受託料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。

（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（注４）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	58円96銭
１株当たり当期純利益	9円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	9円86銭

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年６月１日

地盤ネットホールディングス株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　保　範　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼　田　敦　士　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社（旧社名　地盤ネット株式会社）の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社（旧社名地盤ネット株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年６月１日

地盤ネットホールディングス株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　保　範　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼　田　敦　士　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社（旧社名　地盤ネット株式会社）の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　　謄本

監　査　報　告　書

監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第７期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年６月１日

地盤ネットホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　澤　宏　之　㊞

監査役（社外監査役）　松　木　大　輔　㊞

監査役（社外監査役）　樋　口　俊　輔　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案し、以下のとおり第７期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金４円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は92,348,800円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため社外取締役１名を増員することとし、取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新美輝夫（にいみてるお） (昭和33年５月１日)	昭和57年４月　㈱りそな銀行（旧㈱埼玉銀行）入行 平成９年10月　同行　青梅支店長、本所支店長 大宮西支店長　歴任 平成17年８月　㈱アキュラホーム入社　取締役 平成21年３月　同社　専務取締役 平成21年６月　㈱オカザキホーム　代表取締役 平成26年４月　㈱アイブレーン入社　専務執行役員（現任） 平成26年11月　当社　相談役就任（現任）	０株

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 新美輝夫氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は新美輝夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 新美輝夫氏につきましては、大手銀行幹部及び大手住宅会社における会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 新美輝夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

5. 新美輝夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

6. 新美輝夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者新美輝夫氏が取締役に選任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限定として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

<メ　モ　欄>

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲１－３－７
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲



(交通のご案内)
■「日本橋駅」Ａ７出口　直結（東西線・銀座線・浅草線）
■「東京駅」　八重洲北口徒歩５分（ＪＲ線・丸の内線）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。